

国保/後期高齢者医療制度加入者への新型コロナウイルス感染症傷病手当金の支給について

この制度は、国民健康保険/後期高齢者医療制度に加入している被用者を対象とするもので、同じ被用者であっても、傷病手当の準備されている社会保険との不平等を埋めるための制度です。

自営業主様は当制度の対象となりません。

○対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者、または発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者
被用者とは・・・他人に雇われている人。賃金を受け取って労働に従事している人。

○対象期間

令和2年1月1日から令和2年12月31日

○支給対象日数

「仕事ができなくなった日数」－「3日」

○支給額

「直近3ヶ月の給与収入の合計額」÷「勤務日数」×2/3×「上記支給要件で算出した日数」

○必要書類

- ・国民健康保険/後期高齢者医療制度傷病手当金支給申請書（世帯主記入用及び被保険者記入用）
- ・国民健康保険/後期高齢者医療制度傷病手当金支給申請書（事業所記入用）
- ・国民健康保険/後期高齢者医療制度傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）

○①と②は必ず必要です。③は医療機関を受診した場合に提出してください。

傷病手当金の計算例

3月5日に37度5分の発熱と咳があり、仕事を休みました。3月8日まで熱が引かなかったためかかりつけの病院を受診し、新型コロナウイルス感染症の疑いがあることからPCR検査を実施したところ、3月12日に陽性と判定されたため、指定病院に14日間入院しました。陰性が確認され退院し、3月27日から1週間の自宅待機を経て、職場復帰するまでの25日間、シフトでは10日出勤予定でしたが仕事ができず、大きく収入が減少しました。

12月の勤務日数・・・10日

12月の給料（収入）・・・100,000円

1月の勤務日数・・・9日

1月の給料（収入）・・・90,000円

2月の勤務日数・・・8日

2月の給料（収入）・・・80,000円

直近3ヶ月の給与収入 (10万+9万+8万)	直近3ヶ月の勤務日数 (10日+9日+8日)	1日当たりの収入 (27万円÷27日)	1日当たりの収入の2/3 (1万円×2/3)	休んだ日数-3日 (10日-3日)	傷病手当支給額 (6,667円×7日)
270,000円	27日	10,000円	6,667円	7日	46,669円

問い合わせ先 多可町役場住民課 直通電話 32-2383